



関連情報はこちら↓



「福祉のことがわかる本」

ご利用ください 高齢者のためのサービス

広島市では、高齢者一人一人が、健康で、その能力を発揮し、生きがいを感じ、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、介護保険サービスのほかにも、いろいろなサービスを行っています。

◎ 広島市にお住まいの人を対象としています。

◎ **世帯員の判断は、住民票の世帯ではなく、居住の実態で行います。**

※ 「支援給付」は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）によるものです。

①配食サービス

昼食または夕食を配達し、安否確認をします。

【対象者】

①②ともに該当する人

① おおむね65歳以上の人のみの世帯（またはこれに準ずる世帯（※1））に属する

② 虚弱で調理が困難（※2）

【本人負担額】 1食514円 ほか

※1 これに準ずる世帯とは、「長時間高齢者のみとなる世帯」、「高齢者と障害者からなる世帯」、「高齢者と18歳未満の者からなる世帯」のいずれかです。

※2 原則として週5日以上の利用が必要です。介護保険の通所介護、訪問介護等を利用している場合は週3日以上であれば利用可能です。

③介護用品の支給

1か月あたり6,500円を限度に、紙おむつ、尿とりパッド、介護用シーツ、おしりふき、使い捨て手袋を現物支給します。

【対象者】

①②ともに該当する人またはその人を介護している市内在住の家族

① 在宅で生活し、要介護4・5と認定されている

② 市民税非課税世帯（生活保護・支援給付受給世帯は除く）に属している

④家族介護慰労金の支給

在宅で、常時介護を必要としている高齢者等を、介護保険サービスを受けずに介護している家族に慰労金を支給します。

【対象者】

①～③すべてに該当する人を、在宅で介護している家族

① 市民税非課税世帯に属している

② 1年間継続して、要介護4・5と認定されているか、同等と認められる

③ 1年間継続して、介護保険サービスを利用していない

【支給額】10万円

②あんしん電話の設置

急病などの緊急時に、通報機器のボタンを押すと、電話相談センターが受信し、協力員や消防局に事態を知らせ、必要時には利用者宅へ駆けつけます。

また、健康や困りごとなどの相談に応じ、定期的に声かけも行います。

【対象者】

病弱などのために日常生活上注意が必要なおおむね65歳以上（病弱な高齢者）で、次のいずれかの世帯に属する人

① ひとり暮らし

② 病弱な高齢者、18歳以上の身体障害者（障害等級1級・2級）、知的障害者（療育手帳④・A）または精神障害者（精神保健福祉手帳1級）のみの世帯

【利用条件】

協力員の登録（原則2名）

【利用料】

●固定電話型（既存の電話回線に併設）

区 分	負担月額
生活保護・支援給付受給世帯	無 料
市 民 税 非 課 税 世 帯	169 円
市 民 税 課 税 世 帯	1,683 円

●携帯電話型（専用の携帯電話を貸与）

区 分	負担月額
生活保護・支援給付受給世帯	無 料
市 民 税 非 課 税 世 帯	224 円
市 民 税 課 税 世 帯	2,233 円

⑤家族介護教室の開催

介護に関する知識や技術、介護者の健康管理などを学びます。また、介護している家族のリフレッシュや介護者同士の交流を図るために、家族介護者交流会を開催します。

【対象者と参加費】

区 分	対象者	参加費
家族介護教室	高齢者を介護している家族と支援者	無 料
家族介護者交流会	高齢者を介護している家族	1,000 円

⑥在宅生活継続支援事業

【内容】

在宅介護指導員が、電話や自宅を訪問するなどして、介護に関する指導・助言などを行い、在宅生活を続けられるよう支援をします。



【対象者】

市内在住の在宅で生活する高齢者等の世話をする家族など

【場所】

8か所の特別養護老人ホームで実施しています。

区 名	施設名	電 話	ファクス
中	悠悠タウン江波	082-296-4880	082-296-4818
東	ふくだの里	082-899-5088	082-899-5285
南	ひうな荘	082-256-1001	082-256-1008
西	三滝苑	082-237-8811	082-237-8813
安佐南	IGL ナツグ ホームヤレ-	0120-658-529	082-830-3380
安佐北	なごみの郷	082-841-1335	082-841-1336
安 芸	くにくさ苑	082-856-0222	082-856-0115
佐 伯	鈴が峰	082-943-8888	082-943-7788

支援内容については、上表各施設へお問い合わせください。

⑦生活指導短期宿泊事業

短期間宿泊して、生活習慣などの指導を受けることにより、要介護状態への進行を予防します。



【対象者】

- ①～③すべてに該当する人
- ① 65歳以上
 - ② 要介護・要支援認定を受けていない
 - ③ 身体上または精神上的の障害により、日常生活を営むのに支障がある

【利用料（1日あたり）】

区 分	利用料
生活保護・支援給付受給世帯	300 円
上 記 以 外 の 世 帯	1,130 円

⑧自動消火器、電磁調理器(卓上)の給付

【対象者】

要介護・要支援認定を受けているか、加齢が原因とされる特定疾病により生活保護法の介護扶助等の受給資格があり、

① 自動消火器

⇒ 寝たきりまたはひとり暮らしの高齢者等

② 電磁調理器

⇒ 出火への配慮が必要な、ひとり暮らしまたは高齢者等のみの世帯

【利用者負担額】

生計中心者の課税状況等	自動消火器	卓上電磁調理器
生活保護・介護支援給付受給、市民税非課税	0 円	0 円
市民税所得割額 年額 8 千円以下	16,300 円	11,990 円
市民税所得割額 年額 8 千円超 2 万円以下	28,400 円	
市民税所得割額 年額 2 万円超 5 万円以下	42,800 円	
市民税所得割額 年額 5 万円超 9 万円以下	52,400 円	
市民税所得割額 年額 9 万円超	60,500 円	

⑨住宅改修費の補助

【内容】

高齢者のお住まいのバリアフリー改修費用を補助します。

【対象者】

市内在住で、①～③すべてに該当する人

- ① 要介護・要支援認定を受けているか、加齢が原因とされる特定疾病により生活保護法の介護扶助の受給資格がある等
- ② 改修工事の着工前に申請している
- ③ 生計中心者の市民税所得割額が年額 9 万円以下

【補助額】

補助対象費用（60 万円が上限）に次の補助率を乗じた額（千円未満の額は切り捨て）

区 分	補助率
生活保護・介護支援給付受給世帯	5/5
生計中心者の市民税が非課税となる世帯	3/5
生計中心者の市民税所得割額が年額 9 万円以下の世帯	2/5



【お問合せ先】①～④、⑧～⑨：お住まいの区の福祉課、⑤、⑦：お住まいの区の地域支えあい課

区名等	電 話	ファクス	区名等	電 話	ファクス
中	福祉課	082-504-2570	安佐南	福祉課	082-831-4941
	地域支えあい課	082-504-2586		地域支えあい課	082-831-4568
東	福祉課	082-568-7730	安佐北	福祉課	082-819-0585
	地域支えあい課	082-568-7731		地域支えあい課	082-819-0587
南	福祉課	082-250-4107	安 芸	福祉課	082-821-2808
	地域支えあい課	082-250-4109		地域支えあい課	082-821-2810
西	福祉課	082-294-6218	佐 伯	福祉課	082-943-9729
	地域支えあい課	082-294-6289		地域支えあい課	082-943-9728